

令和 8 年度第 1 回福岡県障がい者施策審議会 議事録

1 日 時：令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 3 時 0 0 分から 1 5 時 0 0 分

2 場 所：パピヨン 2 4 3 階 第 7 会議室

3 出席委員：大橋克己委員、蜂須賀研二委員、寺島正博委員、大山京子委員、高倉寛視委員、西村郁子委員、小野裕樹委員、藤崎朋子委員、大澤五恵委員、宇野久美子委員、梅本和規委員、徳永吉之委員、廣田アキ子委員、中島香織委員、石井邦佳委員、森陽子委員、梅林美和子委員、大村重成委員、月形祐二委員、花畑明委員、谷口好美委員

（順不同）

4 会議の内容

（1）開会

（2）事務局挨拶（福祉こども政策部次長）

（3）議 事

福岡県障がい者長期計画・障がい者（児）福祉計画の概要について

事務局から、審議に先立ち「福岡県障がい者長期計画・障がい者（児）福祉計画」の概要説明を行った。

委員からの質疑はなかった。

①「福岡県障がい者長期計画」「福岡県障がい者（児）福祉計画」の実施状況報告について

事務局から報告を行った。

委員からの質疑は以下のとおりである。

【委 員】

資料 3 の現長期計画の施策実施状況報告について、第 4 節 1－⑬「災害時の避難所での障がいのある人への合理的配慮動画の作成」とあるが、これは市町村も利用可能か。

（事務局）

県のホームページで公表しており、市町村でも活用いただくように周知している。

【委 員】

資料 2 で成果目標として、就労継続支援 B 型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額の実績額が記載されているが、関連して優先調達推進法における県庁での実績や市町村ごとのデータなどあるか。

（事務局）

現在、実績等は集計中であるが、優先調達に係る県庁と市町村の実績については、毎年伸びているのは間違いない。

②福岡県障がい者実態調査結果について

事務局から報告を行った。

委員からの質疑は以下のとおりである。

【委 員】

障がい種別ごとに区分されているが、心身障がい児と者を一まとめではなく、それぞれに調査いただくことを検討いただきたい。

(事務局)

今後、このような調査を行う際は十分、配慮して行う。

【委 員】

調査対象の区分については、8区分で分類されているが、例えば、身体に障がいがある方なら、更に区分することは可能か。

(事務局)

調査にあたっては、障がい種別についてもお聞きしているが、障がい種別毎に、どのような回答をしているかについて、データを提供できるかどうか確認させていただきたい。

【委 員】

個別の避難計画について、誰がどう作成しているのか事例があれば教えていただきたい。計画相談の中で、入れ込んでいくのか、それとは別なのか、具体的に教えて欲しい。

(事務局)

事業所に通所や入所をされている方については、それぞれ事業者が計画を作成している。また、事業所を利用していない方については、市町村が個別避難計画を作成することになる。

【委 員】

事業所と言ってもいろんな形があるが、A 型、B 型事業所の中で避難訓練をしたという話はあまり聞いていないのだが、実態としてどうか。

(事務局)

A 型、B 型事業所どちらも、避難計画作成や避難訓練を行う必要がある。障がい福祉サービス指導室において、運営等の指導を行っている。

【委 員】

調査対象地域は、政令市も含めた県内全域か。

(事務局)

今回の調査に関しては、政令市を除いた地域を対象に調査を行った。

【委 員】

社会資源の量を把握するために調査を実施したのか。

(事務局)

この調査では、福岡県内の障がいのある方の生活実態を調査するために行った。社会資源の量、必要なサービス量の見込みについては、現在、市町村に調査を実施しており、今後ヒアリングを行う予定である。また、政令市の実態調査等についても、確認することとしたい。

③次期「福岡県障がい者長期計画」「福岡県障がい者（児）福祉計画」の策定について

事務局から報告を行った。

事務局から、次期「福岡県障がい者長期計画」の考え方及び施策体系案、次期「福岡県障がい者（児）福祉計画」の方針について説明を行った。

満場一致で、次期「福岡県障がい者長期計画」の計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とし、施策体系を資料7のとおりとすることを決定した。

また、事務局方針に基づき次期福岡県障がい者（児）福祉計画の原案を作成することとなった。

委員からの質疑は以下のとおりである。

【委 員】

施策を検討いただくにあたり次の3点についてご検討いただきたい。

- ①視覚障がいのある方が安全に道路や踏切を横断できるように内容を検討いただきたい。
- ②情報アクセシビリティに関し、無人化やデジタル化が進んでいるが、視覚障がいのある方への代替手段についても検討いただきたい。
- ③就労に関して、重度障がい者等就労支援特別事業を実施している市町村は、福岡県内では2か所のみである。重度障がい者等就労支援特別事業によって一般就労、個人事業の就業が進むように検討いただきたい。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、関係課と調整させていただきたい。

【委 員】

資料9の3ページ目、「人口減少地域におけるサービスの維持・確保」について、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載とあるが、記載するだけか。

(事務局)

計画に記載した内容については、しっかりやっていく考えである。県として、達成に向けてしっかりと取り組んでいくという姿勢でやっていきたい。

【委 員】

資料7の2ページ目、第2節「安全安心な生活基盤の整備」について、障がいのある方にとって道路にいわゆるバリアがあってはならないと考える。国でも県も、障がいのある方に対する施策は様々な話があるが、当事者のことを考えていただきたい。例えば、施設には障がいのある方向けの駐車場が整備されているが、屋根は整備されておらず、雨天時などは大変苦勞するので、検討いただきたい。

い。

(事務局)

県では、福祉のまちづくり条例を策定しているが、その中で施設を整備する時の基準や望ましい基準を設けている。費用の面など課題があるかと思うが、道路担当部門や施設整備担当部門へ意見があったということを伝えていきたい。次期計画に盛り込むのであれば、達成に向けて進めてまいりたい。

【委 員】

点字ブロックについて、視覚障がいのある方には必要なものであるが、車椅子利用者には点字ブロックで動きが取りづらい話を聞く。難しい話ではあるが、例えば、将来、新しい施設を作る時は、利用者に配慮いただきたい。

(事務局)

駐車場の屋根の整備と同様にこちらについても意向を踏まえて、対応できることはないか関係課へ話をしていきたい。

【委 員】

資料5の3ページ目、⑦に関連して、県では正式な手話通訳の配置ができていないのではないかと。例えば、手話通訳の方の身分がアルバイトであるという状態では、県にとっては大きな恥ではないか。ぜひ正規職員での身分を保障いただき、手話通訳の配置をお願いしたい。

(事務局)

ご意見があったことを関係課へ伝えていきたい。

【委 員】

ヘルプマーク・カードについて、周囲の方にどのような配慮を必要としているのか、要望を記入することができないので、改善していただきたい。また、蛍光塗料等を塗り、夜も安全に行動できるように改善いただけないか。

【委 員】

関連して、ヘルプマークの裏面に要望事項をカードのように差し込めると便利だという話も聞いている。

(事務局)

現在、県では、ヘルプマーク・カードを貼って使いたいという要望を受けて、ホームページからダウンロードできるように掲載している。多くの方からヘルプマーク・カードを使いたい連絡があることからどのようなやり方がいいのか研究させていただきたい。

【委 員】

資料9の3、4ページ目について、(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標に新規項目がある。これまで、退院率が成果目標になっていたが、新規項目では再入院率に変更されており、地域の生活支援に力を入れていくのか。また、住民のこころの状態とあるが、何か調査を行うのか。

(事務局)

資料掲載の成果目標については、昨年度の3月31日に国より示されたものであるが、詳細について今後、検討し、どのような目標が設定可能か、担当課と協議

していく。

【委 員】

資料7の7「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」に関連して、どんなに重い障がいを持っている方でも意思を持っていることを知っていただきたい。意思決定支援がとても重要で、意思表示を組み取ることができる人たちを増やすことが重要である。差別を無くしていく視点も含め、取り組んでいただきたい。

また、8の「教育の充実」では誰もが分け隔てなく、教育を受ける中で、障がいのある人たちのことを理解できるように目指していただきたい。放課後デイといった充実したサービスがあるが、学校からデイサービスに向かうと地域の中に障がいのある子どもたちがいなくなってしまう。みんなの中で育ってほしい思いが常にあるので、ご理解・ご協力いただきたい。

(事務局)

意思決定・自己決定は重要なことであることから、関係課へ伝え、調整させていただきたい。

教育についても分け隔てなく、こういったやり方がいいのか、どういう視点が一番いいのか、ご意見があったことを関係課へ伝えていきたい。

(4) 閉 会